別表厚生労働省の部内部局の項中「総合政策・政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「医療経営支援課に所属する者」の下に「並びに政策企画室長、技能実習業務指導室長及び政策立案支援室長」を加え、「国立病院機構管理室長　地域医療機能推進機構管理室長」を「医療・研究開発独立行政法人管理室長」に、「産業保健支援室長」を「産業保健支援室長　治療と仕事の両立支援室長」に、「データヘルス・医療費適正化対策推進室長」を「保険データ企画室長」に、「システム室長」を「システム室長　調査室長」に、「会計室長　調査室長」を「会計室長」に改め、「職業能力形成システム企画官」を削り、「賃金福祉統計官」を「賃金福祉統計官　統計管理官」に改め、「保険システム高度化推進室長」を削る。

別表経済産業省の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「新事業開拓制度推進室長」を削り、「地方調査企画官」を「新規事業創造推進室長　地方調査企画官」に、「基準認証戦略企画官　環境指導室長」を「基準認証戦略企画官」に、「越境移動管理官」を「環境管理推進室長　国際資源循環管理官」に改め、「、環境指導室長」を削り、「、環境経済室長」の下に「、環境管理推進室長」を加える。

別表中小企業庁の部内部局の項中「業務管理官」を「業務管理官　中小企業金融検査室長」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「技術総括審議官」を「技術総括審議官　政策立案総括審議官」に改める。

別表備考第一項中「平成三十年五月三十一日」を「平成三十年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。